

（第113号議案）

指定管理者の指定について

1 指定管理者の対象施設

施設	所在地
中野区立中野上高田公園	中野区上高田五丁目6番1号
中野区立哲学堂公園	中野区松が丘一丁目34番28号
中野区立妙正寺川公園	中野区松が丘一丁目33番
中野区立上五こもれび公園	中野区上高田五丁目5番

（指定期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 候補者（◎は代表者）

日本体育施設グループ		
構成 法人等	◎日本体育施設株式会社	東京都中野区東中野三丁目20番10号
	株式会社飛鳥	東京都中野区大和町一丁目15番3号
	シティビルメン協同組合	東京都中野区中野三丁目48番23号
	中高年事業団やまと企業組合	東京都豊島区南池袋二丁目41番16号

3 候補者の基本理念等

基本理念を、区民一人ひとりが、「安心して、楽しく、健康的に過ごせる場所」を提供します、とし、基本方針を「安全・安心な利用環境を整備」、「区民誰もが楽しく参加できるプログラムの提供」、「利用者の声に耳を傾けた運営」、「地域や関係団体との連携拡大」としている。

4 法人の沿革

（1）日本体育施設株式会社

昭和46年 日本体育施設株式会社設立

平成18年 中野区運動施設等の指定管理を受託

（2）株式会社飛鳥

昭和43年 環境整備事業を目的として株式会社飛鳥工務店を設立

昭和45年 ランドスケープアーキテクチュアを目的として飛鳥造園土木株式会社を設立

平成 7年 株式会社飛鳥工務店と飛鳥造園土木株式会社を合併し商号を株式会社
飛鳥に変更

平成 18年 中野区運動施設等の指定管理を受託

(3) シティビルメン協同組合

昭和 63年 シティビルメン協同組合を設立

平成 18年 中野区運動施設等の指定管理を受託

(4) 中高年事業団やまと企業組合

昭和 60年 中高年事業団やまとを設立

平成 18年 中野区運動施設等の指定管理を受託

5 法人の運営実績

(1) 日本体育施設株式会社

①全国の自治体から受託したスポーツ施設及び公園施設の指定管理、業務委託
受託施設 全国 25 施設

【近隣区内】

荒川区立宮前公園、品川区立天王洲公園ほか 5 公園 等

②スポーツ施設の建設

③スポーツターフ（芝生）管理

(2) 株式会社飛鳥

①指定管理者として公の施設の維持管理業務
受託施設 中野区運動施設等

②造園事業、一般土木事業、法面保護事業、治山・地すべり対策事業、地中関連事業

(3) シティビルメン協同組合

①指定管理者として公の施設の維持管理業務
受託施設 中野区運動施設等

②総合清掃管理業務、設備管理、警備員・建物管理・駐車場管理・プール監視保守業
務

(4) 中高年事業団やまと企業組合

①指定管理者として公の施設の維持管理業務
受託施設 中野区運動施設等

②道路・公園管理、一般及び産業廃棄物収集運搬業、建物総合管理、造園業、第二種
社会福祉事業